

NDC 社発 23-322 号

2023 年 9 月 28 日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長殿

茨城県那珂郡東海村舟石川 6 2 2 番地 1 2

MH I 原子力研究開発株式会社

取締役社長 南雲 浩行

(公印省略)

「MH I 原子力研究開発株式会社原子力事業者防災業務計画」の読み替えについて（連絡）

昨年 11 月 21 日付けで提出しました「MH I 原子力研究開発株式会社原子力事業者防災業務計画」につきまして、本年 10 月 1 日付で予定される国土交通省の組織改編に伴い、読み替えが必要となります。

本件は、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について（規程）」に基づく軽易な変更の扱いとして、次回修正までの期間、添付資料のとおり読み替えることにより運用いたしますのでご連絡申し上げます。

添付資料

- ・「MH I 原子力研究開発株式会社原子力事業者防災業務計画」読み替え表

以上

原子力事業者防災業務計画 読替表

現行(2022年11月21日修正)	読み替え後	修正理由																																																																																																										
<p>別図第3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報体制(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報体制</p> <p>+</p> <table border="1" data-bbox="290 583 1255 1325"> <tr><td colspan="3">事業所外運搬責任者</td></tr> <tr><td colspan="3">↓</td></tr> <tr><td colspan="3">原子力防災管理者</td></tr> <tr><td colspan="3">↓ ファクシミリによる送信 ファクシミリの着信を電話にて確認</td></tr> <tr><th>区分</th><th colspan="2">関係機関</th></tr> <tr><td rowspan="16">官庁関係</td><td>内閣府 原子力災害対策担当室</td><td>※</td></tr> <tr><td>内閣官房 内閣情報調査室 内閣情報集約センター</td><td></td></tr> <tr><td>内閣官房 内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付</td><td></td></tr> <tr><td>内閣府 政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)付</td><td></td></tr> <tr><td>原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室</td><td>※</td></tr> <tr><td>原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所</td><td></td></tr> <tr><td>原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所(原子力防災専門官)</td><td></td></tr> <tr><td>原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所(上席放射線防災専門官)</td><td></td></tr> <tr><td>国土交通省 自動車局 車両基準・国際課(陸上輸送時)</td><td>※</td></tr> <tr><td>国土交通省 海事局検査則度課(海上輸送時)</td><td>※</td></tr> <tr><td>原子力緊急時支援・研修センター</td><td></td></tr> <tr><td>事象発生場所を管轄する都道府県警察本部</td><td></td></tr> <tr><td>事象発生場所を管轄する警察署</td><td></td></tr> <tr><td>事象発生場所を管轄する消防署</td><td></td></tr> <tr><td>事象発生場所を管轄する労働基準監督署</td><td></td></tr> <tr><td>事象発生場所を管轄する海上保安部</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">県 市町村</td><td>事象発生場所を管轄する都道府県知事</td><td>※</td></tr> <tr><td>事象発生場所を管轄する市町村長</td><td>※</td></tr> </table> <p>※は原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先</p> <p>注) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を複数回実施する場合、2回以降の通報先は、別図第4(2)とする。</p>	事業所外運搬責任者			↓			原子力防災管理者			↓ ファクシミリによる送信 ファクシミリの着信を電話にて確認			区分	関係機関		官庁関係	内閣府 原子力災害対策担当室	※	内閣官房 内閣情報調査室 内閣情報集約センター		内閣官房 内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付		内閣府 政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)付		原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室	※	原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所		原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所(原子力防災専門官)		原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所(上席放射線防災専門官)		国土交通省 自動車局 車両基準・国際課(陸上輸送時)	※	国土交通省 海事局検査則度課(海上輸送時)	※	原子力緊急時支援・研修センター		事象発生場所を管轄する都道府県警察本部		事象発生場所を管轄する警察署		事象発生場所を管轄する消防署		事象発生場所を管轄する労働基準監督署		事象発生場所を管轄する海上保安部		県 市町村	事象発生場所を管轄する都道府県知事	※	事象発生場所を管轄する市町村長	※	<p>別図第3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報体制(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報体制</p> <table border="1" data-bbox="1492 583 2457 1325"> <tr><td colspan="3">事業所外運搬責任者</td></tr> <tr><td colspan="3">↓</td></tr> <tr><td colspan="3">原子力防災管理者</td></tr> <tr><td colspan="3">↓ ファクシミリによる送信 ファクシミリの着信を電話にて確認</td></tr> <tr><th>区分</th><th colspan="2">関係機関</th></tr> <tr><td rowspan="16">官庁関係</td><td>内閣府 原子力災害対策担当室</td><td>※</td></tr> <tr><td>内閣官房 内閣情報調査室 内閣情報集約センター</td><td></td></tr> <tr><td>内閣官房 内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付</td><td></td></tr> <tr><td>内閣府 政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)付</td><td></td></tr> <tr><td>原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室</td><td>※</td></tr> <tr><td>原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所</td><td></td></tr> <tr><td>原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所(原子力防災専門官)</td><td></td></tr> <tr><td>原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所(上席放射線防災専門官)</td><td></td></tr> <tr><td>国土交通省 物流・自動車局 車両基準・国際課(陸上輸送時)</td><td>※</td></tr> <tr><td>国土交通省 海事局検査則度課(海上輸送時)</td><td>※</td></tr> <tr><td>原子力緊急時支援・研修センター</td><td></td></tr> <tr><td>事象発生場所を管轄する都道府県警察本部</td><td></td></tr> <tr><td>事象発生場所を管轄する警察署</td><td></td></tr> <tr><td>事象発生場所を管轄する消防署</td><td></td></tr> <tr><td>事象発生場所を管轄する労働基準監督署</td><td></td></tr> <tr><td>事象発生場所を管轄する海上保安部</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">県 市町村</td><td>事象発生場所を管轄する都道府県知事</td><td>※</td></tr> <tr><td>事象発生場所を管轄する市町村長</td><td>※</td></tr> </table> <p>※は原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先</p> <p>注) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を複数回実施する場合、2回以降の通報先は、別図第4(2)とする。</p>	事業所外運搬責任者			↓			原子力防災管理者			↓ ファクシミリによる送信 ファクシミリの着信を電話にて確認			区分	関係機関		官庁関係	内閣府 原子力災害対策担当室	※	内閣官房 内閣情報調査室 内閣情報集約センター		内閣官房 内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付		内閣府 政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)付		原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室	※	原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所		原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所(原子力防災専門官)		原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所(上席放射線防災専門官)		国土交通省 物流・自動車局 車両基準・国際課(陸上輸送時)	※	国土交通省 海事局検査則度課(海上輸送時)	※	原子力緊急時支援・研修センター		事象発生場所を管轄する都道府県警察本部		事象発生場所を管轄する警察署		事象発生場所を管轄する消防署		事象発生場所を管轄する労働基準監督署		事象発生場所を管轄する海上保安部		県 市町村	事象発生場所を管轄する都道府県知事	※	事象発生場所を管轄する市町村長	※	<p>国土交通省組織名称の変更</p>
事業所外運搬責任者																																																																																																												
↓																																																																																																												
原子力防災管理者																																																																																																												
↓ ファクシミリによる送信 ファクシミリの着信を電話にて確認																																																																																																												
区分	関係機関																																																																																																											
官庁関係	内閣府 原子力災害対策担当室	※																																																																																																										
	内閣官房 内閣情報調査室 内閣情報集約センター																																																																																																											
	内閣官房 内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付																																																																																																											
	内閣府 政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)付																																																																																																											
	原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室	※																																																																																																										
	原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所																																																																																																											
	原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所(原子力防災専門官)																																																																																																											
	原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所(上席放射線防災専門官)																																																																																																											
	国土交通省 自動車局 車両基準・国際課(陸上輸送時)	※																																																																																																										
	国土交通省 海事局検査則度課(海上輸送時)	※																																																																																																										
	原子力緊急時支援・研修センター																																																																																																											
	事象発生場所を管轄する都道府県警察本部																																																																																																											
	事象発生場所を管轄する警察署																																																																																																											
	事象発生場所を管轄する消防署																																																																																																											
	事象発生場所を管轄する労働基準監督署																																																																																																											
	事象発生場所を管轄する海上保安部																																																																																																											
県 市町村	事象発生場所を管轄する都道府県知事	※																																																																																																										
	事象発生場所を管轄する市町村長	※																																																																																																										
事業所外運搬責任者																																																																																																												
↓																																																																																																												
原子力防災管理者																																																																																																												
↓ ファクシミリによる送信 ファクシミリの着信を電話にて確認																																																																																																												
区分	関係機関																																																																																																											
官庁関係	内閣府 原子力災害対策担当室	※																																																																																																										
	内閣官房 内閣情報調査室 内閣情報集約センター																																																																																																											
	内閣官房 内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付																																																																																																											
	内閣府 政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)付																																																																																																											
	原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室	※																																																																																																										
	原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所																																																																																																											
	原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所(原子力防災専門官)																																																																																																											
	原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所(上席放射線防災専門官)																																																																																																											
	国土交通省 物流・自動車局 車両基準・国際課(陸上輸送時)	※																																																																																																										
	国土交通省 海事局検査則度課(海上輸送時)	※																																																																																																										
	原子力緊急時支援・研修センター																																																																																																											
	事象発生場所を管轄する都道府県警察本部																																																																																																											
	事象発生場所を管轄する警察署																																																																																																											
	事象発生場所を管轄する消防署																																																																																																											
	事象発生場所を管轄する労働基準監督署																																																																																																											
	事象発生場所を管轄する海上保安部																																																																																																											
県 市町村	事象発生場所を管轄する都道府県知事	※																																																																																																										
	事象発生場所を管轄する市町村長	※																																																																																																										

別図第4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通称後の報告体制(2/2)
(2) 事業所外運搬での事象発生時の報告体制

別図第4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通称後の報告体制(2/2)
(2) 事業所外運搬での事象発生時の報告体制

国土交通省組織名称の変更

本部長		
↓ ファクシミリによる送信 ファクシミリの着信を電話にて確認		
区分	関係機関	
官庁関係	内閣府 原子力災害対策担当室	※
	内閣官房 内閣情報調査室 内閣情報集約センター	
	内閣官房 内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付	
	内閣府 政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)付	
	原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室	※
	原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所	
	原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所(原子力防災専門官)	
	原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所(上席放射線防災専門官)	
	国土交通省 自動車局 車両基準・国際課(陸上輸送時)	※
	国土交通省 海事局検査制度課(海上輸送時)	※
	原子力緊急時支援・研修センター	
	事象発生場所を管轄する都道府県警察本部	
	事象発生場所を管轄する警察署	
	事象発生場所を管轄する消防署	
	事象発生場所を管轄する労働基準監督署	
	事象発生場所を管轄する海上保安部	
	オフサイトセンター(現地事故対策連絡会議)	◎
	オフサイトセンター(原子力災害合同対策協議会)	◎
	原子力災害対策本部(関係省庁事故対策連絡会議)	◎
県市町村	事象発生場所を管轄する都道府県知事	※
	事象発生場所を管轄する市町村長	※
	事象発生場所を管轄する都道府県災害対策本部	◎
	事象発生場所を管轄する市町村災害対策本部	◎

※は原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先

◎は当該組織が設置されている場合

本部長		
↓ ファクシミリによる送信 ファクシミリの着信を電話にて確認		
区分	関係機関	
官庁関係	内閣府 原子力災害対策担当室	※
	内閣官房 内閣情報調査室 内閣情報集約センター	
	内閣官房 内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付	
	内閣府 政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)付	
	原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室	※
	原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所	
	原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所(原子力防災専門官)	
	原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所(上席放射線防災専門官)	
	国土交通省 <u>物流</u> ・自動車局 車両基準・国際課(陸上輸送時)	※
	国土交通省 海事局検査制度課(海上輸送時)	※
	原子力緊急時支援・研修センター	
	事象発生場所を管轄する都道府県警察本部	
	事象発生場所を管轄する警察署	
	事象発生場所を管轄する消防署	
	事象発生場所を管轄する労働基準監督署	
	事象発生場所を管轄する海上保安部	
	オフサイトセンター(現地事故対策連絡会議)	◎
	オフサイトセンター(原子力災害合同対策協議会)	◎
	原子力災害対策本部(関係省庁事故対策連絡会議)	◎
県市町村	事象発生場所を管轄する都道府県知事	※
	事象発生場所を管轄する市町村長	※
	事象発生場所を管轄する都道府県災害対策本部	◎
	事象発生場所を管轄する市町村災害対策本部	◎

※は原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先

◎は当該組織が設置されている場合